（情報の提供）

**第二百二十七条の二**　［略］

２　法第二百九十四条第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

［一～十一　略］

十二　一の専修学校（学校教育法第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。）、一の各種学校（同法第百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、第一条の二第二項に規定するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校若しくは各種学校の学生若しくは生徒（各種学校の生徒にあっては、同条第三項に規定する者に限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体を保険契約者とし、その学生又は生徒を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

［十三～十五　略］

［3～12　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（情報の提供）

**第二百二十七条の二**　［同上］

２　［同上］

［一～十一　同上］

十二　一の専修学校（学校教育法第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。）、一の各種学校（同法第百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、第一条の二第二項に規定するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校若しくは各種学校の生徒（各種学校にあっては同条第三項に規定するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体を保険契約者とし、その生徒を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

［十三～十五　同上］

［3～12　同上］

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

**第二条**　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （学校等がその学生等に対して発行する前払式支払手段）<br>**第七条**　令第四条第四項第三号に規定する内閣府令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。<br>一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校を設置する者（国及び地方公共団体を除く。）が専らその学生若しくは生徒又は職員（以下この号において「学生等」という。）に対して発行する前払式支払手段（専ら当該学生等が使用することとされているものに限る。）<br>二　［略］<br>２　［略］<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （学校等がその生徒等に対して発行する前払式支払手段）<br>**第七条**　［同上］<br>一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校を設置する者（国及び地方公共団体を除く。）が専らその生徒又は職員（以下この号において「生徒等」という。）に対して発行する前払式支払手段（専ら当該生徒等が使用することとされているものに限る。）<br>二　［同上］<br>２　［同上］ |

**附　則**

この府令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

# 府令・省令

**○内閣府令・農林水産省令第三号**

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づき、食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

農林水産大臣　鈴木　憲和